



市制 60 周年記念特別企画

高石の歴史を紐解くコラム

VOL. 7

市制 60 周年を記念して「高石の歴史を紐解くコラム」を毎月連載します。長い年月をこえて受け継がれてきた高石の記憶を、皆さんと一緒にたどっていきましょう。

問合せ 地域創生課 ☎(275)6082

歌川広重が描いた高師のはま

寄稿者 七野 大一
監修 佐野 謙太郎

江戸時代、北斎・歌麿・写楽と共に人気を博し、名所絵で一世を風靡した浮世絵師歌川広重（1797年～1858年）は日本各地の名所を数多く描き、写真のない時代、人々に美しい風景を絵画で伝えました。

代表作に「東海道五十三次」「名所江戸百景」があり、独自の構図や独特の色彩表現は19世紀後半のヨーロッパで「ジャポニズム」として人気を集め、印象派画家の巨匠モネやゴッホにも大きな影響を与えました。また、鮮やかな青色・藍色は「ジャパンブルー」あるいは「ヒロシゲブルー」と呼ばれています。

広重の数ある浮世絵集には日本全国の国々の名所を描いた大作「六十余州名所図会」（1853年～1856年）があります。当時の大阪は三つの国に分かれており河内国は枚方の男山、摂津国は住よしの出見のはま、そして和泉国は「高師のはま」の風景が描かれています。広重が和泉国の名所に高師のはまを選んだのは小倉百人一首「祐子内親王家紀伊の和歌（音に聞く高師の浜のあだ波はかけじや袖のぬれもこそすれ）」のイメージに触発されたことでしょうか。

『和泉高師のはま』（1853年）を鑑賞すると、ヒロシゲブルーによる美しい海に白砂青松の海岸線、松林の中にある鳥居と社殿は高石神社であり、人かげは参拝する村人あるいは紀州街道を歩く旅人でしょうか。また、穏やかな波が打ち寄せる砂浜に描かれた集落、波静かな大阪湾の向こう側には、右に播磨国（現・兵庫県）、明石海峡を挟んで左には淡路島の島影が水平線上に小さく浮かび、遠近法による奥行きと広がりを感じさせる構図です。沖合を航海する船は年貢米を運ぶ千石船でしょうか。その昔、天領だった高石の歴史を背景に想像がふくらみます。

この絵画はかつて京にまで噂の届いていた高師のはまのイメージが事に表現されています。

今では想像もつかない素晴らしい景観を現代に生きる私たちに教えてくれる誠に貴重で高石の歴史を物語る象徴的な名画といえます。



次回の高石の歴史を紐解くコラムは、「高石で発明された“千歯扱き”」です。お楽しみに！

Event Line up

TAKAISHI 60th

市制 60 周年という節目に向けて、さまざまなイベントが開催されます。まちの魅力とにぎわいを感じながら、記念すべき 11 月を一緒に迎えましょう。問合せ 企画課 ☎(275)6034

9月

- ブルーライトアップ
- 障がい者アート展
- 周遊謎解きイベント

10月

- 市民体育大会
- フレイル予防シンポジウム
- 健康チャレンジ60

11月

- 60 周年記念式典
- 高石市民文化祭
- 高石市民の芸術祭
- こどもたちで市制60周年を祝おう
- 記念植樹
- 高校連携事業
- 砂浜活性化プロジェクト
- 健診 JAM 講演会

12月

記念講演
「いのちの理由
～コウノドリ現場からあなたへ～」(仮称)

3月

高石市長杯
サッカー大会

この記事に記載されている情報は、掲載日時点のものです。これらの情報は、予告なしに変更される場合があります。

国民健康保険

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は毎年8月1日が更新時期となります。

7月末まで有効の認定証をお持ちの方へ、8月1日から利用いただける認定証を7月下旬までに発送いたします。なお、マイナ保険証をご利用の方は、認定証の提示が不要です。

■自動更新の対象にならない方

・所得の申告がない世帯や滞納のある世帯は自動更新にはなりませんので、窓口で再申請が必要です。

・70歳以上75歳未満の方で、所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」もしくは「一般」の方は、認定証発行の対象とはなりません。認定証がなくても限度額が適用されます。

問合先 健康増進課 ☎(275) 6374

高齢受給者証の廃止について

これまで、マイナ保険証をお持ちでない国民健康保険に加入する70〜74歳の方に発行されていた「高齢受給者証」は発行されなくなり、8月1日以降は資格確認書に負担割合が併記されます。現在お持ちの「高齢受給者証」の有効期限は7月末日までとなっていますので、8月以降は資格確認書のみを医療機関でご提示ください。

■新たに70歳になる方へ

新たに70歳になる方は、誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）以降の負担割合を同一世帯の住民税課税所得に応じて2割または3割と判定します。負担割合が記載された資格確認書を誕生月下旬（1日生まれの方は誕生月前月の下旬）までにお送りします。医療機関では資格確認書をご提示ください。なお、マイナ保険証をご利用の方はマイナ保険証のみご提示ください。

問合先 健康増進課 ☎(275) 6374

後期高齢者医療

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の廃止について

これまで発行されていた「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は発行されなくなり、資格確認書に限度（所得）区分を併記することができま

す。限度（所得）区分が併記された資格確認書を医療機関に入院や通院の際に窓口で提示すると、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属する被保険者は、医療費と食費、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの被保険者は、医療費の負担が軽減されます。

現在、併記申請をされていない方（新たに対象となった方を含む）で併記をご希望の場合は、資格確認書を持参し、窓口で申請してください。

既に申請済の方は、7月に発送予定の資格確認書に自動的に併記されます。

特定疾病療養受療証は引き続き申請により交付されます。

問合先 健康増進課 ☎(275) 6392

後期高齢者医療保険料の決定（本算定）

令和8年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆様に保険料額決定通知書及び納入通知書（二体型）を7月中旬に送付します。

保険料の納入方法は、「特別徴収（年金からの天引き）」と、納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中で被保険者となった方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

■特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であつても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

特別徴収は口座振替に変更することが出来ます。希望する方は通帳・届出印・資格確

認書又はマイナンバーカードを持参のうえ、健康増進課までお越しください。

■普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割で納めていただきます。

問合先 健康増進課 ☎(275) 6392

後期高齢者医療資格確認書が変わります

令和8年8月から後期高齢者医療資格確認書が水色に変わります。

新しい資格確認書は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は令和9年7月31日までの1年間です。お手元に届いたときから使用できます。現在お持ちの資格確認書（桃色）の有効期限は、令和8年7月末日までとなり、8月からは使用できません。有効期限の過ぎた資格確認書（桃色）は、破棄してください。令和9年7月31日までは、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します。

問合先 健康増進課 ☎(275) 6392

各種

マイナンバーカードの休日交付窓口

日時 8月9日(日)午前9時～正午
場所 市役所本館(1階)
取扱業務 マイナンバーカードの受取など

※年間休日窓口の日程はホームページを
ご確認ください。
問合せ 市民課 ☎(275)6829

マイナンバーカード専用ダイヤルを設置しました

マイナンバーカード専用ダイヤルを設置しました。
申請、受取、電子証明書の更新などのお問い合わせは、次の専用ダイヤルをぜひご利用ください。
専用ダイヤル ☎(275)6829

光化学スモッグの予報・注意報が発令されたら

光化学スモッグは、自動車

や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線に反応することにより生成されるものです。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

「大阪府防災情報メール」では注意報発令時など、必要な情報を素早く受け取る事ができます。

問合せ 環境政策課 ☎(275)6254

太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業

太陽光発電設備や蓄電池の導入を希望する皆様へ、スクールメリットを活かしたお得な購入価格と、手間なく安心して検討できる機会を提供することを目的としています。本事業は府とアイチユーザー(株)が協定を締結して実施しています。



※参加登録後でも設置契約は義務ではありません。
問合せ おおさかみんなのうちに太陽光事務局 ☎01207231100

「まいど通報システム」にご登録ください！

府が管理する「道路・河川・公園」の不具合を見つけた時は、LINEを活用した「まいど通報システム」で気軽に通報をお願いします。

問合せ 府事業企画課 ☎06(6944)9269

就職・企業情報ガイド

地元企業の魅力公開中▼

きらりナビ
TAKAISHI・KIRARI NAVI

企業支援と雇用促進施策の一環として市と高石商工会議所が共同作成しました。

問合せ 産業共創課 ☎(275)6189・高石商工会議所 ☎(264)1888

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の気になる情報をお届けします！

泉大津市

コメ EXPO in 泉大津 2026

泉大津市では、生産者と消費者を米でつなぐ「コメ EXPO in 泉大津 2026」を開催します。米の魅力などを楽しみながら学べる体験型イベントです。

日時 7月26日(日)
10:00~16:00

場所 テクスピア大阪

※ 当日、テクスピア大阪の駐車場は利用できません。

問合せ 泉大津市成長戦略課
☎0725(33)1131



高石市

高石市制施行 60 周年記念
大イベント祭り in カモンたかいし

高石市制施行 60 周年を記念して、年間を通したさまざまなイベントをご用意！市内外問わず、皆さまと一緒に盛り上げましょう！

各種イベント内容は、QR コードからご確認ください。

日時 7月中旬～令和 9 年 3 月末
場所 カモンたかいし

申込・問合せ カモンたかいしへ(電話申込可) ☎(263)2622



忠岡町

児童館で遊びませんか

児童館では「のびのびひろば」で遊んだり、図書室で本を読むことができます。近くに来た際は、ぜひ遊びに来てください。

日時 水～日曜日 9:00～17:00

※ 月・火曜日および祝日(火曜日が祝日の場合は翌水曜日も休館)、年末年始は休館

場所 シビックセンター南館
(忠岡町忠岡東 1-34-1)

対象 小学生以下の子ども

※ 就学前の幼児は保護者の付き添いが必要

問合せ 忠岡町児童館
☎0725(22)8602



遠隔解錠式の鍵収納ボックスを設置しました

災害時に、すべての人が命を守るため避難行動を最優先すべきとされていることから、休日や夜間でも、逃げ遅れた方が施設内に避難できるように、遠隔で解錠ができる鍵収納ボックスを設置しました。

この鍵収納ボックスは、遠隔の解錠だけでなく、J-ALERTと連携し、地震、津波警報等が発令された場合に自動的に解錠されます。

場所 指定緊急避難場所19カ所
問合せ 危機管理課 ☎(275) 6245

最高裁判決に伴う生活保護費の追加給付について

平成25年から実施された生活扶助基準の改定に関する最高裁判決を踏まえ、対象となる方へ生活保護費の追加給付を行います。

本市で生活保護を受給中の方 追加給付の対象となる方は、7月の保護費支給時にあわせて給付します。

対象となる方には、決定通

知書等によりお知らせしています。

なお、原則として申請手続きは不要です。

平成25年8月以降、本市で生活保護を受給していたが現在受給していない方

追加給付を受けるには、申出書等の提出が必要です。

申出の際には、申出書のほか、戸籍謄本、本人確認書類、振込先口座が確認できる書類などの提出が必要となります。

申出の受付開始日や提出方法などの詳細が決まり次第、市ホームページや広報紙等で改めてお知らせします。

現時点では、申出の受付は開始していません。

※今回の追加給付に関して、手数料の振込みを求めたりすることはありませ



ん。不審な電話や訪問等にはご注意ください。

問合せ 社会福祉課 ☎(275) 6284

7月から9月は夏の熱中症等声かけ期間です

農作業中の熱中症等による

死亡者が急増しています。熱中症事故は、周りの人がお互いに気を配り、声をかけ合うことで防げる可能性があります。



問合せ 産業共創課 ☎(275) 6179

令和8年度都市計画変更に係る住民説明会

都市計画道路・区画整理・用途地域等の都市計画変更について、説明会を開催します。

日時 ①8月6日午後7時～9時

②8月8日午前10時～正午

場所 いずれも市役所別館(3階)

対象 どなたでも

申込 当日直接会場へ

問合せ 都市計画課 ☎(275) 6403

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
〈都市計画税〉
第2期分

7月31日までに近隣の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

問合せ 税務課(275)6094

令和8年度の地区自治会長が決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動・防犯活動の推進、防犯灯の維持管理、レクリエーション活動の普及、広報紙などの配布、回覧や会報などによる情報提供等、様々な事業を行っています。

問合せ 秘書課 ☎(275) 6814

高陽 校区

第1区 阪口久和
第2区 津田美津公
高石綾園住宅 渡辺純子
高南 神野 亮
綾園7丁目 明石 進
高石サンタウン 森真由美

高石 校区

第3区 松本成示
第4区 阪口 茂
第5区 船留眞一
第6区 森 博英
第7区 関 正男
第8区 岡本光司

加茂 校区

綾井住宅 榎 克彦
綾井南海住宅 西川浩二
西取三丁目 森本正道
自由ヶ丘 柴田正明
伽羅橋荘苑 澤田 滋
高石D地区 川崎豊紀

東羽衣 校区

旭ヶ丘 竹内慎一
第9区 池邊俊朗
第10区 松本善弘
第13区東羽衣 鈴木 保
羽衣荘園地区 隈元英輔
東羽衣荘苑 植松 隆

羽衣 校区

第11区 大野義朗
第12区 吉田和光
第13区 田村正志

清高 校区

綾井 奥田厚雄
大園 仲尾 登
平坂荘園 山路駒子
朝日荘園 池下 稔
大 一 漆本壽子
昭和園 二宮サキ子
高石スカイハイツ 佐治哲夫
西取石7丁目 藤田政明
コーポレーション 丸山 弘

取石 校区

土生 嶋田豪洋
新家 北川隆雄
富木 寺島 誠
富木府住 譜久山誠
富之里 田中伸明
富木南住宅 高松正代
新家住宅 江見隆司
取石住宅 東向郁子
取石中央 近藤弘法
取石第一住宅 大西義浩
取石3区 坂口道代
南取石 上月春三
JR富木宅 阪本 航
大 歳 三島幸二
ワイズシティ 井手卓也

《連合自治会の役職》

会 長 藤田政明
副会長 森 博英
副会長 池邊俊朗
副会長 嶋田豪洋

会 計 明石 進
会 計 吉田和光
会計監査 柴田正明
会計監査 譜久山誠

理 事 渡辺純子
理 事 関 正男
理 事 岡本光司
理 事 山路駒子

理 事 榎 克彦
理 事 竹内慎一
理 事 寺島 誠
(敬称略・順不同)

参加店舗募集! 高石市地域商品券参加店舗 9月から開始!

詳しくはこちら▼



9月より開始予定の高石市地域商品券事業にご参加いただける市内店舗を募集します!この事業は、令和8年7月1日時点で高石市に住民票があるすべての方に3,000円分紙商品券を送付いたします。

問合せ 産業共創課 ☎(275)6149

企業版ふるさと納税
ご寄附ありがとうございます

・株式会社周様
寄附額 非公表

寄附対象事業 明日の担手を育み、公民共創により地域の稼ぐ力を高める事業

問合せ先 地域創生課 ☎(275)6138

「男女共同参画の取組事例」 ～女性用トイレの行列問題の改善～

そこで、政府は関係府省連絡会議を開催し、女性用トイレの行列の改善を推進するため、3つの取組を関係府省庁で行っていることを確認しました。

- ①仮設トイレに係る緊急の呼びかけ
- ②行列の改善に向けた取組事例の収集
- ③トイレの設置数に係る基準の点検・見直し

政府は、これらの取組が全国に広がるよう、行列問題の改善に向けた積極的な取組を収集し、「施設事例集」に加え、トイレに行列ができてしまう原因とその対策事例を紹介した「課題対策事例集」を作成し、内閣府のホームページで公開しています。

これまでの「女性用トイレは待ち時間が長くなる」とが当たり前」という常識に疑問を持ち、行列の改善に向けて対応を進めるといふ、男女共同参画の観点からの一つの取組事例でもあると考えられます。

人権・生活相談課 ☎(275)6279

みんないっしょに生きる社会を まっぼっくり

令和7年6月、政府は「骨太の方針2025」において、「女性用トイレの利用環境の改善」について盛り込み、行列問題の改善推進に向けた取組を行っています。

女性用トイレでは、駅や百貨店、アリーナなど様々なイベント会場、施設などで長い行列が見られることがあります。要因のひとつとして、女性の社会進出が進んだことにより、当初は男性利用が多いことを前提に設置されたトイレが、利用実態に沿わなくなったことが挙げられます。また、便器の洋式化などによりトイレの快適性が向上したことや、化粧等の多目的な利用により、個室の占有時間が長時間化していることなども考えられています。

光回線の契約トラブルに注意

現在契約している事業者を名乗って「利用している光回線を新しくする。通常は数千円かかるが今回は無料だ」と電話があり、無料なら大丈夫と申し込んだ。

数日後、別の会社から申込書が送付され、室内工事費として約3万円の記載があった。その後、「工事日が明後日に決まった」と工事業者から連絡があり、契約先や契約内容がはっきりしないので解約したい。(60歳代)

- 無料や低額であっても、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞く。
- 光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は、原則、契約前に書面で料金や提供の条件を説明する義務があるため、書面の送付を求め、改めて書面の説明を受ける。
- 説明を受けても内容が分からなかったり、必要がなかったりする場合は、きっぱりと断る。

※独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第538号」から抜粋・イラスト黒崎玄

消費生活センターだより
consumer service center newsletter



困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00～16:45
休業日 土・日曜日、祝日
※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休業日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください